

議案第88号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

コンビニ交付サービスを利用した場合における住民票の写し等の交付に係る手数料の金額を引き下げするため、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表8の項中「200円」の次に「（多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）を利用することによる交付の場合にあっては100円）」を加え、同表10の項及び14の項中「200円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては100円）」を加え、同表16の項中「450円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては350円）」を加える。

第2条 富士見市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表8の項中「（多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）を利用することによる交付の場合にあっては100円）」を削り、同表10の項及び14の項中「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては100円）」を削り、同表16の項中「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては350円）」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。